

# 総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和5年8月23日（水）

午前10時

場 所 第1委員会室

～審査内容～

1 所管事務調査 山口東京理科大学について

2 その他

山 議 第 6 9 0 号  
令和 5 年（2023 年）8 月 4 日

山陽小野田市長 藤 田 剛 二 様

山陽小野田市議会議長 高 松 秀 樹

資料の請求について

総務文教常任委員会から下記資料の提出依頼がありましたので請求します。

記

1 資料内容

- (1) 山口東京理科大学契約事務取扱規程について
  - ア 当該規程の作成経緯について
  - イ 本市の財務規則等との比較について
  - ウ 山口県及び他市公立大学（類似団体）の現状と比較について
- (2) 予定価格 50 万円以上 250 万円未満の見積徴収先及び市内業者及び市外業者との契約数（物品購入関係・工事・修繕関係）について

2 提出期限

令和 5 年 8 月 14 日（月）

(1) 山口東京理科大学契約事務取扱規程について

ア 当規程の作成経緯について（法人）

地方公会計基準は単式簿記であるが、公立大学法人会計基準は複式簿記であるため、財務会計及び経理全般については、設立自治体ではなく公立大学法人を基に制度の設計を行いました。

当時、山口県内には、公立大学法人山口県立大学と公立大学法人下関市立大学の2法人ありましたが、理系の大学を設置する公立大学法人山口県立大学を参考にして、契約事務取扱規程、経理規程を作成しております。

そのほか参考とした法人は、学校法人から公立大学法人に移行し工学系大学を設置する公立大学法人高知工科大学（公立大学法人高知県立大学と合併し消滅）になります。

なお、契約事務取扱規程、経理規程は、公立大学法人設立後に最初に開催された第1回経営審議会・教育研究審議会（合同開催）の審議を経て制定されました。

契約事務取扱規程第20条第1項第7号において1者の見積りで可とする場合を予定価格50万円未満とした経緯は、文部科学省高等教育局大学振興課より平成29年5月10日付事務連絡にて「公立大学法人及び公立大学における研究費の管理・使用について」の通知を受け、公立大学法人設立当初は10万円未満としていたものを、研究者等の負担軽減や研究支援業務に関する事務の効率化による見直しを行ったものです。

**【参考】**

「公立大学法人及び公立大学における研究費の管理・使用について」

[https://www.mext.go.jp/content/1302955\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/1302955_1.pdf)

- (1) 山口東京理科大学契約事務取扱規程について  
イ 本市の財務規則との比較について

山陽小野田市財務規則	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学契約事務取扱規程
<p>(随意契約によることができる場合の予定価格)</p> <p>第 99 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、随意契約によることができる場合の予定価格は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない額とする。</p> <p>(1) 工事又は製造の請負 <b>130 万円</b></p> <p>(2) 財産の買入れ <b>80 万円</b></p> <p>(3) 物件の借入れ <b>40 万円</b></p> <p>(4) 財産の売払い <b>30 万円</b></p> <p>(5) 物件の貸付け <b>30 万円</b></p> <p>(6) 前各号に掲げる以外のもの <b>50 万円</b></p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第 100 条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、<b>なるべく 2 人以上</b>の者から見積書を徴さなければならない。</p>	<p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第 19 条 経理規程第 27 条第 3 項第 7 号に規定する随意契約によることができる場合は、予定価格が <b>250 万円未満</b>の契約をするときとする。</p> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第 20 条 随意契約によろうとするときは、<b>なるべく 2 人以上</b>の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、1 人の者から見積書をもって代えることができる。</p> <p>(1) 契約の内容により秘密にする必要があるとき。</p> <p>(2) 契約の目的物が代替性のないものであるとき。</p> <p>(3) 同一の規格及び品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき。</p> <p>(4) 緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。</p> <p>(5) 分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき。</p> <p>(6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号)第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等から物品及び役務を調達するとき。</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、予定価格が <b>50 万円未満</b>の契約をするとき。</p> <p>2 前項の規定により徴された見積書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。</p> <p>(1) 法令に基づいて、取引価格又は料金が定められているとき。</p> <p>(2) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録の購入</p> <p>(3) 専売品等で価格が公定しているものの使用又は購入</p> <p>(4) ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約</p> <p>(5) あらかじめ料金が決まっている物品、会場等の購入又は賃借等</p> <p>(6) 契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの</p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、理事長が特に必要と認める場合</p>

- (1) 山口東京理科大学契約事務取扱規程について  
 ウ 山口県及び他市公立大学（類似団体）の現状と比較について

下関市契約規則	公立大学法人下関市立大学契約事務取扱規程														
<p>(随意契約によることができる場合の限度額)</p> <p>第 19 条 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="284 380 1095 684"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事又は製造の請負</td> <td>130 万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 財産の買入れ</td> <td>80 万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 物件の借入れ</td> <td>40 万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 財産の売払い</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>(5) 物件の貸付け</td> <td>30 万円</td> </tr> <tr> <td>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td>50 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第 23 条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、<b>なるべく 2 人以上</b>から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書の徴取を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 証紙、切手、官報、新聞等別に価格の定まっているものを買入れるとき。</li> <li>(2) 官公署と契約するとき。</li> <li>(3) 契約の目的又は性質により見積書を徴し難いと認められるとき。</li> </ol> <p>2 契約担当者は、インターネットを利用して見積書を徴する場合は、当該見積りを行おうとする者にその使用に係る電子計算機に見積金額その他所定の情報を入力させ、当該情報を市の指定した日時までに市の電子計算機に送信させるものとする。この場合において、見積金額その他所定の情報は、市の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市に送信されたものとみなす。</p> <p>3 前項の規定により見積金額その他所定の情報を入力させる場合は、市長の指定する認証方式を用いなければならない。</p>	契約の種類	金額	(1) 工事又は製造の請負	130 万円	(2) 財産の買入れ	80 万円	(3) 物件の借入れ	40 万円	(4) 財産の売払い	30 万円	(5) 物件の貸付け	30 万円	(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円	<p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第 30 条 次の各号いずれかに該当する場合は、随意契約を行うことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 予定価格が <b>130 万円未満</b>の工事又は製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売払い、物件の貸付け、その他の契約をするとき。</li> <li>(2) その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。</li> <li>(3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</li> <li>(4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</li> <li>(5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</li> <li>(6) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</li> <li>(7) 落札者が契約を締結しないとき。</li> <li>(8) その他理事長が必要と認めた場合</li> </ol> <p>(見積書の徴取)</p> <p>第 32 条 随意契約によろうとするときは、<b>2 人以上</b>の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、1 人の者の見積書をもって代えることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 件の予定価格が <b>30 万円未満</b>のもので、事務局長が 1 人の者の見積書で支障がないと認めるもの</li> <li>(2) 契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合</li> </ol> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録の購入</li> <li>(2) 価格、送料等が表示されている書籍の購入</li> <li>(3) 専売品等で価格が公定しているものの使用又は購入</li> <li>(4) 既にされた単価契約に基づいて購入する物品</li> <li>(5) 1 件の予定価格が <b>10 万円未満</b>のもの</li> <li>(6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの</li> </ol>
契約の種類	金額														
(1) 工事又は製造の請負	130 万円														
(2) 財産の買入れ	80 万円														
(3) 物件の借入れ	40 万円														
(4) 財産の売払い	30 万円														
(5) 物件の貸付け	30 万円														
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50 万円														

- (1) 山口東京理科大学契約事務取扱規程について  
 ウ 山口県及び他市公立大学（類似団体）の現状と比較について

周南市契約事務規則	公立大学法人周南公立大学契約事務取扱規程
<p>(随意契約の限度額)            第41条 政令第167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、予定価格が次に掲げる額以下の額の契約とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事又は製造の請負 <b>130万円</b></li> <li>(2) 財産の買入れ <b>80万円</b></li> <li>(3) 物件の借入れ <b>40万円</b></li> <li>(4) 財産の売払い <b>30万円</b></li> <li>(5) 物件の貸付け <b>30万円</b></li> <li>(6) 前各号に掲げるもの以外のもの <b>50万円</b></li> </ul> <p>(見積書の徴取)            第42条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、<b>なるべく2人以上</b>から見積書を徴さなければならない。</p> <p>(見積書徴取の省略)            第43条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結するとき。</li> <li>(2) 法令等により価格の定められている物品を購入するとき。</li> <li>(3) 1件の予定価格が<b>5万円以下</b>のもの。</li> <li>(4) 見積書を徴取できない特別の理由があるとき。</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、見積書を必要としないものと認められるとき。</li> </ul>	<p>(随意契約によることができる場合)            第19条 会計規程第27条第3項第7号に規定する随意契約によることができる場合は、予定価格が<b>250万円未満</b>の契約をするときとする。</p> <p>(見積書の徴取)            第20条 随意契約によろうとするときは、<b>なるべく2人以上</b>の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、1人の者の見積書をもって代えることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約の内容により秘密にする必要があるとき。</li> <li>(2) 契約の目的物が代替性のないものであるとき。</li> <li>(3) 同一の規格および品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき。</li> <li>(4) 緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。</li> <li>(5) 分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき。</li> <li>(6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等から物品及び役務を調達するとき。</li> <li>(7) 前各号に定めるもののほか、予定価格が<b>10万円未満</b>の契約をするとき。</li> </ul> <p>2 前項の規定により徴された見積書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 法令に基づいて、取引価格または料金が定められているとき。</li> <li>(2) 新聞その他の定期刊行物および例規集等の追録の購入</li> <li>(3) 専売品等で価格が公定しているものの使用または購入</li> <li>(4) ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業にかかる契約または主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約</li> <li>(5) あらかじめ料金が決まっている物品、会場等の購入または賃借等</li> <li>(6) 契約の目的または性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの。</li> <li>(7) 前各号に定めるもののほか、予定価格が<b>10万円未満</b>の契約をするとき。</li> </ul>

- (1) 山口東京理科大学契約事務取扱規程について  
 ウ 山口県及び他市公立大学（類似団体）の現状と比較について

山口県会計規則	公立大学法人山口県立大学契約事務取扱規程														
<p>(売買、貸借、請負その他の契約で随意契約によることができる場合の限度額)            第165条の2 令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の表の上欄に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。</p> <table border="1" data-bbox="284 380 1095 684"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 工事又は製造の請負</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>2 財産の買入れ</td> <td>160万円</td> </tr> <tr> <td>3 物件の借入れ</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>4 財産の売払い</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>5 物件の貸付け</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>6 前各号に掲げるもの以外のもの</td> <td>100万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(見積書)            第167条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、<b>2人以上</b>の者から見積書を提出させるものとする。ただし、2人以上の者に見積書を提出させようとした場合であって、当該見積書を提出した者が1人であるときは、この限りでない。            2 契約担当者は、前項本文の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、見積書を提出させる者を1人とすることができる。            一 令第167条の2第1項第2号に該当する場合において、次に掲げるとき。            イ 不動産の買入れ又は借入れをするとき。            ロ 県が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いをするとき。            ハ 農場、学校その他これらに準ずるものの生産に係る物品の売払いをするとき。            ニ 外国で契約を締結するとき。            ホ 法令等又は契約の定めるところにより、契約の相手方が特定されているとき。            ヘ 公正な方法として知事が定める方法により、契約の相手方が選定されているとき。            ト イからへまでに掲げるもののほか、契約の性質又は目的により、2人以上の者から見積書を提出させ難いとき。            二 令第167条の2第1項第5号に該当する場合において、2人以上の者から見積書を提出させるとまがないとき。            三 令第167条の2第1項第6号に該当する場合において、次に掲げるとき。            イ 現に履行中の契約に直接関連する契約であって、当該履行中の契約の相手方以外の者に履行させることが不利であるとき。            ロ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を高騰させるおそれがあるとき。            ハ 早急に契約を締結しなければ、その機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約を締結しなければならないこととなるおそれがあるとき。            ニ イからハまでに掲げるもののほか、契約の性質又は目的により、2人以上の者から見積書を提出させ難いとき。            四 令第167条の2第1項第7号から第9号までに該当するとき。            3 契約担当者は、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、見積書を提出させないことができる。            一 予定価格が<b>5万円</b>を超えない随意契約を締結しようとするとき。            二 官公署と契約を締結しようとするとき。            三 季節的な生産物又は腐敗のおそれがあるものの売買契約を締結しようとする場合において、見積書を提出させるとまがないとき。            四 官報その他のもので価格が一定しているものの購入契約を締結しようとするとき。            五 契約の性質又は目的により、見積書を提出させ難いとき。</p>	契約の種類	金額	1 工事又は製造の請負	250万円	2 財産の買入れ	160万円	3 物件の借入れ	80万円	4 財産の売払い	50万円	5 物件の貸付け	30万円	6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	<p>(随意契約によることができる場合)            第19条 会計規則第27条第3項第7号に規定する随意契約によることができる場合は、予定価格が<b>250万円未満</b>の契約をするときとする。</p> <p>(見積書の徴取)            第20条 随意契約によろうとするときは、<b>なるべく2人以上</b>の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、1人の者から見積書をもって代えることができる。            (1) 契約の内容により秘密にする必要があるとき。            (2) 契約の目的物が代替性のないものであるとき。            (3) 同一の規格および品質の物品で売主により価格が異なるものを購入するとき。            (4) 緊急の必要により、他の者から見積書を徴するいとまのないとき。            (5) 分解検査等の後でなければ見積りのできない物品の修繕をするとき。            (6) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等から物品及び役務を調達するとき。            (7) 前各号に定めるもののほか、予定価格が<b>10万円未満</b>の契約をするとき。            2 前項の規定により徴された見積書は、書換え、引換えまたは撤回をすることができない。            3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書の徴取を省略することができる。            (1) 法令に基づいて、取引価格または料金が定められているとき。            (2) 新聞その他の定期刊行物および例規集等の追録の購入            (3) 専売品等で価格が公定しているものの使用または購入            (4) ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業にかかる契約または主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約            (5) あらかじめ料金が決まっている物品、会場等の購入または賃借等            (6) 契約の目的または性質により社会通念上見積書を徴することが困難なもの。            (7) 前各号に定めるもののほか、予定価格が<b>10万円未満</b>の契約をするとき</p>
契約の種類	金額														
1 工事又は製造の請負	250万円														
2 財産の買入れ	160万円														
3 物件の借入れ	80万円														
4 財産の売払い	50万円														
5 物件の貸付け	30万円														
6 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円														

(2) 予定価格50万円以上250万円未満の見積徴収先及び市内業者及び市外業者との契約数（物品購入関係・工事・修繕関係）について

【物品購入関係】

見積徴収先の数	見積徴収先の内訳	見積徴収先 ①				①のうち市内業者との契約数				①のうち市外業者との契約数			
		50万円以上 100万円未満 の件数 ①	100万円以上 250万円未満 の件数 ②	計 ①+②	合計	50万円以上 100万円未満 の件数 ③	100万円以上 250万円未満 の件数 ④	計 ③+④	合計	50万円以上 100万円未満 の件数 ⑤	100万円以上 250万円未満 の件数 ⑥	計 ⑤+⑥	合計
1者	市内	3	2	5	21	3	2	5	5	0	0	0	16
	市外	11	5	16		0	0	0		11	5	16	
2者	全て市内	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	12
	市内1者 市外1者	2	0	2		0	0	0		2	0	2	
	全て市外	8	2	10		0	0	0		8	2	10	
3者	全て市内	0	0	0	9	0	0	0	1	0	0	0	8
	市内2者 市外1者	1	1	2		0	1	1		1	0	1	
	市内1者 市外2者	1	1	2		0	0	0		1	1	2	
	全て市外	2	3	5		0	0	0		2	3	5	
4者	全て市内	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	市内3者 市外1者	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
	市内2者 市外2者	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
	市内1者 市外3者	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
	全て市外	0	3	3		0	0	0		0	3	3	

見積徴収数

50万円以上 100万円未満		100万円以上 250万円未満		合計	
市内	市外	市内	市外	市内	市外
3	0	2	0	5	0
0	11	0	5	0	16
0	0	0	0	0	0
2	2	0	0	2	2
0	16	0	4	0	20
0	0	0	0	0	0
2	1	2	1	4	2
1	2	1	2	2	4
0	6	0	9	0	15
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	12	0	12
8	38	5	33	13	71



(2) 予定価格50万円以上250万円未満の見積徴収先及び市内業者及び市外業者との契約数（物品購入関係・工事・修繕関係）について

【工事・修繕関係】

見積徴収先の数	見積徴収先の内訳	見積徴収先 ①				①のうち市内業者との契約数				①のうち市外業者との契約数			
		50万円以上100万円未満の件数 ①	100万円以上250万円未満の件数 ②	計 ①+②	合計	50万円以上100万円未満の件数 ③	100万円以上250万円未満の件数 ④	計 ③+④	合計	50万円以上100万円未満の件数 ⑤	100万円以上250万円未満の件数 ⑥	計 ⑤+⑥	合計
1者	市内	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	22
	市外	13	9	22		0	0	0		13	9	22	
2者	全て市内	0	0	0	6	0	0	0	3	0	0	0	3
	市内1者 市外1者	3	3	6		0	3	3		3	0	3	
	全て市外	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
3者	全て市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内2者 市外1者	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
	市内1者 市外2者	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
	全て市外	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
4者	全て市内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内3者 市外1者	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
	市内2者 市外2者	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
	市内1者 市外3者	0	0	0		0	0	0		0	0	0	
	全て市外	0	0	0		0	0	0		0	0	0	

見積徴収数

50万円以上100万円未満		100万円以上250万円未満		合計	
市内	市外	市内	市外	市内	市外
0	0	0	0	0	0
0	13	0	9	0	22
0	0	0	0	0	0
3	3	3	3	6	6
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
3	16	3	12	6	28